告 示

埼玉県選管告示第十一号

職選挙法及び同法施行令等 和元年六月二十一 日 執 行 規程 \mathcal{O} 部を 改正する告示を次 \mathcal{O} ように定 8 る

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

挙法 及 Ţ 同 法 施行令等執行規程 \mathcal{O} 部を改 正 する告 示

を次 職 \mathcal{O} 選挙法及 ように び 改正する 同法施行令等執行規程 (平成七 年埼玉県 選管告示 第十 五. \mathcal{O}

され 正 副二通」、 るも が 式 四十三条第 で \mathcal{O} きな 電 \mathcal{O} を 11 的 11 う。 方式 記 「手札 項 録 $\overline{}$ で作ら 中 (電子的 を含 型、 用紙に _ む。 れ る記 及 び 方式 \smile 記 に記載 録 「正副二葉」 で 磁 たし あ 気 的 0 方式そ て、 を 又は記録 用 を削る 電 子計算 \mathcal{O} 紙 他 (県選挙管理 たし 機 \mathcal{O} 知 覚に よる に 改 委員 \otimes ょ 0 会が 同 処 て 条第二 理 は 認 提 \mathcal{O} 用 識 供 する 項 す 中 る

第 兀 十四条第二項中 「手 礼型、 及 び 「正副二葉」 を削る

載又は記録」 第 項中 に 兀 改 + を め、 「記載 五条第一 記 に 同条第二 し」を 改 項中 Ļ \otimes 「記載 項中「記載する」を「記載 又は記録する」 同条第五 「黒色の色素により Ļ 項中 又 は記録し」 「記載し に改 8 記載し」を る。 に改め、 を 「記載し、 又は記録する」 同条第四項 「無彩色で記載 又は記録し」 中 「記載」 に 改め、 に、 又 は 記 同 条 録

四十六条第一 項 中 記 載 L た を削 り、 記載」 を 記 載 又は記録」 に 改 8

第四十七条第一項中「正副二通」を削る。

第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

終の 記第二十号様 \cap 27, J _ 式 「別添 中 一世 9 成」 \sim 27; を削 5 \sqsubseteq り、 に 改 8 る $^{\circ}$ (別紙の \cap 3; 5 及 び \sim (男

附則

この告示は、公布の日から施行する。